

令和3年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
		9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	庄司 健一	須山	中村 偉文				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	大庭 清宏	11	杉山 克己
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第6号 農業用施設証明願について
- (4) 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第4号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (7) 議第5号 非農地証明願の裁定について
- (8) 議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和3年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、9番 大庭清宏委員、11番 杉山克己委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと
思います。
次に、報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～6 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～6

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第5号 番号1～6について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。
次に、報第6号 農業用施設証明願について 番号1 事務局から議案書の説明を
お願いします。

事務局 はい。報第6号 農業用施設証明願について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。
次に、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事
務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 申請地は、鈴原区集会所から南に約90mのところ
に位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計134㎡で、地目は登記簿・現況
共に畑です。
申請地は、平成30年に渡人が相続により取得しましたが、高齢のため今後の耕作

が難しくなってきたことから、隣接する農地で栗の栽培を行っている受入との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受入夫婦と家族で行いますが、受入は50年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地取得後も、隣接農地と一体で栗の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は3,542.8㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で3分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、栗を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第2号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 1番 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡第二小学校の約480メートル北東側に位置します。

申請地の現況は、畑となっています。

面積は、9筆合計で890.04㎡です。

申請人は現在、同じ下和田地区内に自宅がありますが、土砂災害警戒区域内にあり、移転を考えていたことから今回の申請地内での申請に至りました。

農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないかと思えます。

申請人は、農業を営む者であり、保有する農業用機械を敷地内で保管する必要があることや、農作業のためのスペースが必要とのことから今回の申請面積となっています。

これらの事情を踏まえ、農家住宅については1,000㎡以内を許可の判断指針とされていることから、転用面積については指針を満たしています。

添付資料により、転用計画を実施するための資金力も確認できていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側と東側は申請人の農地に、北側は宅地に接しています。

敷地内は、現況のまま芝生の状態として使用し、一部は碎石舗装をする計画になっています。住宅からの汚水は申請地北側に合併処理浄化槽が設置され、県道側に排水される計画です。

また申請地の境には見切りブロックが施行される計画になっていますので、雨水対策にも配慮されています。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ここで議案の訂正について、事務局より説明がありますので、お願いたします。

事務局 はい。議第3号 番号1の転用目的の記載が、「自己住宅敷地」となっていますが、「農家住宅敷地」に訂正願いたします。

議 長 事務局の説明のとおり、訂正願いたします。
ただ今の議第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いたします。

志村重利委員 一般的な農家分家住宅は300㎡以内と聞いているが、農家住宅の場合は1,000㎡以内ということなのか？

事務局 はい。農家住宅の場合は1,000㎡以内が判断指標となる。

市野哲也委員 現在、住んでいる住宅は今後どのような利用をするのか？

杉山守正委員 申請者から聞いた話によると、農地として利用するとのこと。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いたします。
それではお諮りします。議第3号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いたします。

事務局 はい。議第4号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 6番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いたします。

地区担当委員 申請地は、大野路交差点の約180m南西側に位置します。
現況は休耕地となっています。
借り人は模型の製造販売業者であり、専用のサーキットコースの設置を検討していました。

世界的な模型製作メーカーがある静岡県内で候補地を探していた中で、アクセスの良さや地形等が好条件である申請地の利用について、貸し人に相談したところ、賃貸借について両者が合意したことから申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側、西側は雑種地、南側は道路に接していて、北側は残地として渡し人の農地が残ります。

敷地の周囲にはフェンスを設置し、隣接する土地への侵入防止対策が取られる予定です。

敷地内はコース部分はアスファルト舗装、残りの部分は芝生等による緑地となります。

雨水は、敷地北側に設置される浸透管を經由し、浸透柵に接続され処理されます。以上のことから、周囲への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 現地調査の際に出された意見について、駐車場については新たに整備せず、近接する商業施設の敷地を借用することで調整しているとのこと。また、敷地内に建築物を建てないことを改め確認している。

議長 ただ今の議第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

議長 残った農地はどのように利用するのか？

事務局 貸人が管理する。栗を栽培する予定とのこと。

議長 ほかに質疑等がありましたら、お願いします。

それではお諮りします。議第4号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、上城集会所の約140メートル南側に位置します。

願出地の現況は、住宅敷地への進入路として使用されており、面積は66㎡です。

願出人は、平成2年に相続により願出地を取得しています。

願出地は、昭和45年に居宅を建てた当時から居宅への進入路として利用され、現在に至っています。

日常生活上不可欠な通路として使用されており、転用後10年以上経過していて農地への復元が困難な土地と認められると考えられます。

願出地の西側、北側に農地がありますが、既に50年以上通行路敷地として利用されており、特に問題等もないことから、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 願出地は市道なのか？私道なのか？

- 事務局 私道となる。
- 市野哲也委員 願出地は、自分でアスファルト舗装をしたのか？
- 事務局 自分で行ったと思われる。
- 議長 ほかに質疑等がありましたら、お願いします。
それではお諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1
こちらの案件については、勝又俊博委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、勝又俊博委員は、議案審議の間、一時退席願います。(勝又俊博委員 退席)
- 議長 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 8番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 利用権設定地は、深良文明寺から南西へ約100mに位置します。
利用権設定地は2筆とも白地の農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。
面積は、2筆合計で1,809㎡です。
貸人は平成7年に相続により農地を取得し、農業を行ってききましたが、平成27年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定し、借受者はそばの作付けを行ってきました。
その期間が令和3年5月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受人は認定農業者であり、経営農地は約10,400㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は6年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、そばを作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。
- 議長 ただ今の、議第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
- 志村重利委員 番号1は継続、番号2以降は新規の設定ということか？

事務局 はい。番号1は継続案件で農地利用集積円滑化事業からの切替えになります。

議長 ほかに質疑等がありましたら、お願いします。
それではお諮りします。議第6号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

(勝又俊博委員 入室)

議長 次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、富一幼稚園から東へ約100mに位置します。
利用権設定地は農振農用地(青地)の農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。面積は、3,662㎡です。
貸人は平成10年に相続により農地を取得し、農業を行ってきましたが、高齢となったことから農地の貸付を考えていたところ、認定農業者である借人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受人は認定農業者であり、経営農地は約30,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第6号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員 利用権設定地は1筆で3,000㎡なのか?

事務局 筆は1つだが、田んぼは5枚に分かれています。

杉山守正委員 農業用機械が入る道はあるのか?

杉本義明委員 東側の道路から4メートル幅の乗り入れがある。

議長 ほかに質疑等がありましたら、お願いします。
それではお諮りします。議第6号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～5は関連がありますので、一括して審議します。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～5

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は3箇所あり、①深良グラウンドから東へ約50m、②深良天満宮から西へ約120m③深良天満宮から南西へ約30mに位置します。

利用権設定地は、3箇所で合計5筆あり、全て農振地域(白地)の農地です。

面積は、5筆合計で5,894㎡です。

貸人①は平成2年に相続、貸人②は平成5年に相続、貸人③は平成30年に相続により、それぞれ農地を取得し、水稻などを行ってきましたが、近年は保全管理をしている状態です。

借人は、愛知県や御殿場市で露地野菜等を栽培しておりましたが、令和3年4月に深良・御宿で約1,700㎡の農地を借り、裾野市で就農しました。裾野市で本格的に規模拡大を目指し、農地を探していたところ、3人の貸人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、市をまたいだ営農となっているため、県認定農業者の手続きを進めており、今後も経営規模拡大を計画しています。経営農地は約20,000㎡あり、効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第6号 番号3～5について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 7,8年前の利用権設定地は荒れていたが、貸人が草刈りをしたのか?

事務局 貸人が依頼した方が草刈りをした。

勝又俊博委員 借人は現在、他の圃場でも行っているのか?

事務局 ホワイト歯科、ひょうたん寿司付近の圃場でも行っています。

議長 ほかに質疑等がありましたら、お願いします。

それではお諮りします。議第6号 番号3～5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号6、7は関連がありますので、一括して審議します。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号6、7

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は隣接する農地であり、富沢不動湧水の東側に位置します。利用権設定地は、合計2筆あり、全て農振農用地（青地）の農地です。地目は、公簿が田、現況は休耕地です。面積は、2筆合計で537㎡です。貸人①は平成30年に相続、貸人②は平成11年に相続により、それぞれ農地を取得しましたが、近年は休耕地となっています。借人は、三島市認定農業者であり、三島市・函南町・伊豆市等の圃場約1,2haで、三島西麓野菜やクレソンを栽培しています。現在、取引先への出荷が不足していることと、夏場に大口の取引が見込まれているため、新たにクレソン栽培ができる圃場を探していました。良質な水が利用可能な農地として、富沢湧水に近接する農地所有者に相談したところ、2人の貸人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。借人は、三島市認定農業者であり、農地は効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。耕作管理計画によると、クレソンを作付けする予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第6号 番号6、7について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号6、7について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。これをもって令和3年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和3年5月10日（会議録署名人）

9番署名人

大友清宏

11番署名人

杉山克己